

平成18年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(7) 組合制度 ②

全国中小企業団体中央会

### 第3問

次の設問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度に関するものである。設問1～設問6の中から3問を選択し、解答用紙の解答欄に4行以内で記述しなさい。

- [設問1] 1組合員の出資持ち口数の最高が、原則として25%に制限されている理由について述べなさい。
- [設問2] 組合員を除名する場合に必要な手続きについて述べなさい。
- [設問3] 組合員は組合に対する経費の支払いについて、相殺をもって組合に対抗することができない、とされる理由について述べなさい。
- [設問4] 法定脱退の要件をあげるとともに、脱退の時期について述べなさい。
- [設問5] 書面によって理事会の議決に参加するには、どのような要件、手続きが必要かを述べなさい。
- [設問6] 役員の残任義務について述べなさい。

### (解答例)

- [設問1] 出資持ち口数を無制限に認めると、組合員の権利の平等の原則がくずれたり、持ち口数の多い組合員の脱退により組合事業の遂行に支障が生ずる恐れがある。そのため組合が最

低4人で設立できる点を考慮して25%としたものである。

[設問2] 総会の10日前までに、除名しようとする組合員に対して除名理由及び総会において弁明すべき旨を通知することが必要である。また、除名は特別議決による決定を要する。

[設問3] 使用料又は手数料をもって充てる組合事業を除き、その他の教育情報事業や一般管理費に必要な経費は組合運営上、その財源として必要なものであり、組合員からの相殺の主張を認めると組合事業の遂行が不能となる恐れがあるためである。

[設問4] 組合員の意思の如何にかかわらず、組合員

資格の喪失、死亡又は解散、除名等法定された事項に該当するに至ったときに脱退することをいう。自由脱退が事業年度末に脱退することになるのに対し、法定脱退はその事実が発生した時に脱退となる。

[設問5] 定款に定めがあることが必要であり、また、あらかじめ議事の内容が通知されている場合に限られる。なお、書面によって議決権を行使した理事は出席理事数に算入される。

[設問6] 任期満了又は辞任によって退任した役員は、退任により役員定数を欠いた場合、後任の役員が就任するまでの間、なお役員としての権利、義務を有することをいう。

#### 第4問

次に掲げた各文章について、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効回答とします。）。

1. 事業協同組合は組合員の規模が中小企業の範囲を超えた場合は、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。
2. 組合は定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を準備金として積み立てなければならない。
3. 組合は毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に決算関係書類を行政庁に提出しなければならない。
4. 組合事務局職員は、総会で選出されれば自らが勤務する組合の監事を兼任することができる。
5. 新たに組合に加入の申し出があった場合は、総会で承認しなければならない。
6. 行政庁はいかなる理由であっても組合を解散させることはできない。
7. 総会及び理事会の議事録は、10年間組合の主たる事務所に備えておかなければならない。
8. 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上をもって行うことが必要である。
9. 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
10. 役員の選挙は、総会出席者の過半数が賛同すれば、指名推せんの方法を採用することができる。

(解答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	○	×	×	×	○	×	○	×

「組合制度」おわり  
次号からは「組合運営」